



景品表示法改正に伴う課徴金制度等の導入に関する講演会を開催します。

景品表示法改正に伴い新たな制度が導入され、本年 4 月からは課徴金制度も施行されます。そこで、商品・サービスの広告等に関するコンプライアンス体制の整備をテーマとした講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。

1 内容

- (1) 講演：広告を行う際の留意事項と体制確立のポイント
～景品表示法の課徴金制度開始に向けて～
講師 森・濱田松本法律事務所 弁護士 松田知丈 氏
- (2) 質疑応答

2 開催日時及び場所

	日 時	場 所
第 1 回	平成 28 年 3 月 7 日 (月) 13 時 00 分～15 時 30 分	長野保健福祉事務所 3 階大会議室 (長野市大字中御所字岡田 98-1)
第 2 回	平成 28 年 3 月 14 日 (月) 13 時 00 分～15 時 30 分	松本合同庁舎 講堂 (松本市大字島立 1,020)

3 受講申込み

- (1) 申込方法 電話による申込み又は電子メール、ファクシミリ、郵送による申込み(別紙「申込書」をご利用ください)
- (2) 申 込 先 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課
(〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1)
- (3) 申込期限 第 1 回：3 月 4 日 (金)
第 2 回：3 月 11 日 (金)
- (4) そ の 他 申込みは先着順とします。会場の都合上、申込み多数の場合は参加を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。

4 定員

- (1) 長野会場 150 名
- (2) 松本会場 200 名

5 その他

各会場の駐車台数に限りがありますので、公共交通機関の利用にご協力をお願いします。

この取組は、しあわせ信州創造プラン(長野県総合 5 か年計画)の政策推進の基本方針「2 豊かさが実感できる暮らしの実現」に基づくものです。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合 5 か年計画) 推進中

◆◆「オール信州」宣言◆◆
私たちは「長野県人口定着・
確かな暮らし実現総合戦略」の
実現に取り組んでいます。

担当：県民文化部くらし安全・消費生活課企画指導係
(課長) 青木 淳 (担当) 坂井田 慧
電話：026-223-6770(直通)
026-232-0111(代表) 内線 142501
FAX：026-223-6771
E-mail shohi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

長野県県民文化部

くらし安全・消費生活課企画指導係 あて

〔 ファクシミリ 026-223-6771
電子メール shohi-kikaku@pref.nagano.lg.jp 〕

事業者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

景品表示法改正に伴う課徴金制度等の導入に関する講演会 受講申込書

受講する 研修会場	受講者氏名	受講者所属会社・団体
長野 (3/7)		
松本 (3/14)		

※ 長野、松本のいずれかの会場に○をしてください。